

# 第 74 回原状回復対策協議会の議事概要

## 1 議事

### (1) 報告事項

#### ア 原因者等に対する責任追及の状況について

事務局から資料 1 により報告した。なお、報告要旨は次のとおり。

- ・平成 29 年度の原因者に対する納付命令は、平成 28 年度事業費分の 527 百万円余を命令した。平成 29 年度中の費用回収状況は、3 百万円余となっている。

#### イ ワーキンググループの活動状況について

事務局並びに県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループのグループリーダーの橋本委員から資料 2 により報告した。なお、報告要旨は次のとおり。

- ・県が作成した DVD の第一次配布先を決定した。
- ・カシオペア環境研究会及び県北広域振興局と連携し、DVD の放映を交えた出前授業を行う予定である。
- ・昨年度の植栽試験結果を踏まえ、今年度は基盤整備した植栽試験地で植栽試験を実施している。

### (2) 協議事項

#### ア 汚染土壌対策について

事務局から資料 3 及び 4 により説明した。なお、説明要旨は次のとおり。

- ・地下水の洗出し等により全体としては濃度が低下しているが、今年 4 月の時点で、観測井戸等 49 か所中 8 か所で環境基準を超過している。
- ・今までの調査結果を踏まえ、1,4-ジオキサン濃度の推定分布図（コンター図）を作成した。依然として汚染が残っている箇所について、適切な対策を検討する。
- ・一部の井戸において、地下水環境基準を超える水銀が検出されていることから、詳細調査を行う。

#### イ 環境モニタリング結果について

事務局から資料 5 により説明した。なお、説明要旨は次のとおり。

- ・今まで 1,4-ジオキサン濃度が検出下限未満であった南調整池において、平成 30 年 4 月は 0.016mg/L（基準値 0.05mg/L）が検出されているが、これは環境基準未満の地下水をそのまま放流しているためであって、異常ではない。

#### ウ 現地確認結果について

午前の現場視察について、会議に出席した委員から感想等が述べられた。

### (3) その他

齋藤委員長が事務局に対して「県が跡地を取得する方針を示し、地域と共に活用策を検討していくべきである」と提案した。これに対して大友環境生活部長が「跡地の利用については検討ワーキンググループなどで引き続き検討していきたい」と回答した。

## 2 その他

次回の原状回復対策協議会は、平成 30 年 9 月 8 日（土）に開催予定である。